



小児慢性特定疾病医療費助成制度の申請手続き(新規)のご案内

小児慢性特定疾病の医療費助成の支給を希望される方は、住所地管轄の保健所に、必要書類を添えて申請してください。

申請の際には、社会保険・税番号制度(マイナンバー制度)の開始に伴い、原則個人番号の記載が必要です。申請にあたり、本人確認書類及びマイナンバーカード等の個人番号を確認するための書類の提示をお願いします。

全員が必要な書類

制度の詳細や必要様式については
愛媛県ホームページをご確認ください。

愛媛県/小児慢性特定疾病医療費助成制度について
<https://www.pref.ehime.jp/page/17758.html>



◇ 全員共通の書類

1□ 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書

※別添「医療意見書情報の研究等への利用について」の説明をご理解いただき、同意される場合は署名欄に署名をしてください。

2□ 医療意見書(小児慢性特定疾病指定医が作成したもの)

※記載日から概ね3ヶ月以内のものが有効です。

3□ 医療保険の所得区分に係る同意書

4□ 加入医療保険の資格情報を確認できる書類

* 別紙1 **提出用** の用紙を添付してください。

* **マイナ保険証を保有している場合でも、①～⑤のいずれかの提出をお願いします。**

- ① 医療保険証の写し(申請時に有効なものに限る)
- ② 保険者から発行された資格確認書の写し
- ③ 保険者から発行された資格情報のお知らせの写し
- ④ マイナポータルの「医療保険の資格情報画面」を印刷したもの
- ⑤ マイナポータルの「医療保険の資格情報画面」のスクリーンショットを印刷したもの

◇ 医療保険の種類によって異なる書類(*裏面の表を参考にしてください)

5□ 住民票(続柄及び個人番号(マイナンバー)の表示が必要)

6□ マイナンバー調書

7□ マイナンバーの番号確認及び本人確認に必要な書類

* 別紙2を参照し必要書類を提示してください。

8□ 市町村民税課税(非課税)証明書(申告済のもの)

(注1) 所得の内訳、所得控除額の内訳、市町村民税所得割・均等割の記載のあるもの

(注2) 義務教育を修了していない者で、かつ、所得がない場合は、課税証明書の提出は不要

【医療保険の種類によって異なる書類】

保険の種別	住民票	マイナンバー及び加入医療保険の資格情報が必要な範囲	市町村民税（非課税）証明書
・国民健康保険	「住民票の世帯」全員	同じ住民票上の国民健康保険に加入している方全員分	国民健康保険に加入している方全員
・国民健康保険組合	「住民票の世帯」全員	同じ住民票上の国民健康保険組合に加入している方全員分	国民健康保険組合に加入している方全員
被用者保険 <ul style="list-style-type: none"> ・全国健康保険協会 ・健康保険組合 ・共済組合 ・船員保険 など 	被保険者 患者	被保険者 患者	被保険者 （注）患者本人が被保険者で非課税の場合は、申請者（保護者）の課税証明書も必要

- ◆ 国民健康保険・国民健康保険組合に加入している場合
 - ・ 同じ医療保険のご家族のうち、就学等の理由により住民票が異なる方についても、住民票と加入保険の資格情報確認書類、市町村民税（非課税）証明書の提出が必要です。
- ◆ 医療保険の世帯（同じ医療保険に加入している者）全員が、市町村民税非課税の場合
 - ・ 保護者（患者が18歳以上の場合は患者本人）の収入が80万円以下の方は、階層区分の決定のために、次のうち前年中に給付のあったものの振込通知書などの書類を提出してください。

- 障害年金、遺族年金等の年金額改定通知書の写し
 - 特別障害者手当、特別児童扶養手当の証書の写し など
- ◆ 生活保護を受けている方、血友病の方は保健所にお問い合わせください。

該当者のみに必要な書類

- 9□ 医療保険の世帯（同じ医療保険）内に、他に特定医療費（指定難病）又は小児慢性特定疾病医療費の受給者がいる場合
 - * 対象者の方の受給者証の写し（申請中の方は申し出てください）
 - * 対象の方の加入医療保険の資格情報が確認できる書類
- 11□ 患者本人が、今回申請する小児慢性特定疾病とは別の疾病で指定難病の助成を受けている場合
 - * 指定難病医療費助成受給者証の写し（申請中の方は申し出てください）
- 10□ 人工呼吸器等を装着している場合
 - * 人工呼吸器等装着者証明書
 - * 要件を満たす方は主治医と相談のうえ必要書類をそろえてご申請ください。
（要件や必要書類について、ご不明点は保健所までお問い合わせ下さい）
- 11□ 重症患者認定基準に該当する場合
 - * 重症患者認定申告書
 - * 基準を満たす方は主治医と相談のうえ必要書類をそろえてご申請ください。
（基準や必要書類について、ご不明点は保健所までお問い合わせ下さい）